

白馬村宿泊税制度案

令和 7 年（2025 年）2 月 17 日

項 目	内 容
1. 名称	白馬村宿泊税
2. 目的及び使途	白馬村持続可能な観光地経営に関する条例で規定
3. 納税義務者 （長野県に準じる）	白馬村に所在する以下の施設に宿泊する者 • 旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 • 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
4. 徴収方法 （長野県に準じる）	特別徴収の方法
5. 特別徴収義務者 （長野県に準じる）	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者
6. 1. 特別徴収義務者報償 金（長野県に準じる）	期限内申告納入額の 2.5%（制度開始 5 年間は 0.5%を加算、電子申告した場合は更に 0.5%を加算）
6. 2. 特別徴収事務補助金	税の制度や活用事業、村の観光施策に関する宿泊者への説明を含めた特別徴収事務に要する経費の一部を補助することを目的に、期限内申告納入額の 2.5%に相当する額を交付
7. 税率	1 人 1 泊の宿泊料金の区分に応じた額 6,000 円以上 20,000 円未満 150 円 （制度開始 3 年間は 100 円） 20,000 円以上 50,000 円未満 350 円 （同上 300 円） 50,000 円以上 100,000 円未満 850 円 （同上 800 円） 100,000 円以上 1,850 円 （同上 1,800 円）
8. 収入見込額	年間 250,650 千円（制度開始 3 年間は 211,073 千円）
9. 課税免除 （長野県に準じる）	• 幼稚園、小学校～大学の教育活動又は研究活動として宿泊する場合 • 保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 （※学校、施設の長が証明するものに限る）
10. 免税点 （長野県に準じる）	1 人 1 泊 6,000 円未満の宿泊
11. 罰則規定 （長野県に準じる）	• 特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 • 帳簿の記載義務違反等に関する罪 • 納税管理人に係る不申告に関する過料
12. 制度見直し期間	導入当初 3 年、以降は 5 年ごとに制度の見直しを検討
13. 制度開始日（予定）	条例案可決後、総務大臣の同意を経て、令和 8 年（2026 年）6 月 1 日
14. 賦課徴収の特例	地方税法第 20 条の 3 第 1 項ただし書きの規定に基づき、県宿泊税に係る賦課徴収を村宿泊税の賦課徴収と併せて行う